

人材育成推進事業費補助金交付要綱

令和5年1月13日

文部科学大臣決定

(通則)

第1条 人材育成事業費補助金（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、大学・高等専門学校等が行う、成長分野における人材育成を推進するための事業に必要な経費を補助することにより、社会人のキャリアアップや成長分野への労働移動を後押しすることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、別紙1の補助事業の欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、別紙1に定める補助金交付決定額の算定方法に基づき、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助事業を行うもの（以下「補助事業者」という。）は、別紙1の補助事業者の欄に掲げるものとする。

3 補助対象経費は、別紙1の補助対象経費の欄に掲げるとおりとする。

(申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、大臣が別に定める期日までに、交付申請書（様式1又は2）を大臣に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当の額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入

控除税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 大臣は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたものについて、交付の決定を行い、補助金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 大臣は、第1項の交付の決定に際して、必要な条件を附することができる。

4 補助金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条第1項の交付申請書が文部科学省に到達した日から30日以内とする。

(申請の取下げ)

第6条 前条第1項の通知を受けた者は、交付決定の内容又はこれに附された条件に対して不服があることにより、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、大臣が別に定める期日までに交付申請取下げ書を大臣に提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第7条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(別紙様式第3又は4)を大臣に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合についてはこの限りでない。

- 一 補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく、補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合
- 二 成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業について、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の額を、その総額の50%以内で増減する場合
- 三 審査・評価事業について、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経

費の額を、補助対象経費の総額の20%に相当する額以内で増減する場合

- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を附することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第9条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは中止承認申請書を、廃止しようとするときは廃止承認申請書(様式5又は6)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

- 第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届(様式7又は8)を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

- 第11条 大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(実績報告書)

- 第12条 補助事業者は、補助事業を完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)した場合には、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式9または10)を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業の実施期間内において、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合にあっては、大臣が別に定める日までに前項に準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。
 - 3 第1項の場合において、実績報告書の提出期限につき、大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
 - 4 第2項に規定する補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添付しなければならない。
 - 5 補助事業者は、第1項及び第2項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第13条 大臣は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その

実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、別紙2に掲げる算式により算定した額又は補助金の交付決定額（変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか低い額を交付すべき補助金の額として確定し、額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除額に相当する額を減額するものとする。
- 3 大臣は、第1項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式11又は12）を大臣に提出しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補助金の支払）

第15条 補助金の支払は、原則として第13条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った事項については、補助金の全部または一部について概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは交付請求書（様式13）を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第16条 大臣は、第9条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又

は変更することができる。

- 一 補助事業者が、法令、この要綱、補助金の交付の決定の内容又は法令若しくはこの要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
 - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定により第5条の交付の決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第4号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令にかかる補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第13条第4項の規定は、第2項の規定に基づき返還を命ずる場合に準用する。

(知的財産権の報告)

第17条 成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業により得られた特許権その他の知的財産権を取得した場合には、補助事業者は、速やかに知的財産権報告書(様式14)を大臣に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、大臣は、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を国に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第19条 取得財産等のうち施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、別紙3に基づき、あらかじめ財産処分承認申請書(様式15)若しくは財産処分報告書(様式16)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

らない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第20条 補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収支に関する帳簿を備え、その支出内容を証する書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該全事業完了の年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(審査・評価結果の報告)

第21条 審査・評価業務を行う補助事業者は、補助事業により審査・評価を行ったときは、速やかに、その結果を大臣に報告しなければならない。

(報告の公表)

第22条 大臣は、第11条、第12条第1項及び第2項並びに前条の規定により提出された報告書の全部又は一部を公表することができる。

(審査・評価の実施細目)

第23条 審査・評価業務を行う補助事業者は、補助事業における審査・評価の実施細目について定めなければならない。

(補助金調書)

第24条 補助事業者（地方公共団体が補助事業者となる場合に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書（様式17）を作成しておかなければならない。

(電磁的方法による提出)

第25条 申請者あるいは補助事業者は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第26条 大臣は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、補助事業者が書面による通知等を受け取ることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は補助事業者に到達確認を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和5年1月13日から施行する。

別紙 1 (第 3 条第 1 項～第 3 項関係)

補助事業	補助事業者	補助金交付決定額の算定方法	補助対象経費
<p>成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業</p> <p>大学、高等専門学校等が行う、成長分野における人材育成を推進するための事業であって、特に優れた取組として選定された事業をいう。</p>	<p>大学、短期大学及び高等専門学校<small>の設置者</small>(国立大学法人、公立大学法人又は地方公共団体、学校法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構に限る。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定額の算定方法は、右の欄に掲げる経費のうち、補助事業を実施するために必要な額又は補助金基準額のいずれか少ない額に3分の2を乗じた額以内の額を補助金交付決定額とする。 ・ 補助金基準額は、予算の範囲内において別に定める。 	<p>物品費、人件費・謝金、旅費、その他</p>
<p>審査・評価事業</p> <p>大学、高等専門学校等のリカレント教育を推進することを目的として、成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業の選定に係る公平・公正な審査・評価を行うための事業をいう。</p>	<p>営利を目的とせず、公共性の高い事務事業を行う公益法人及び独立行政法人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金基準額は、予算の範囲内で別に定める。 ・ 交付決定額の算定方法は右の欄に掲げる経費のうち、補助事業を実施するために必要であると認められる経費の合算額又は補助基準額の合計のいずれか少ない額とする。 	<p>物品費、人件費・謝金、旅費、その他</p>

別紙2（第13条第1項関係）

補助事業	算式	備考
<p>成長分野における即戦力人材輩出 に向けたリカレント教育推進事業</p>	<p>下記のいずれか少ない額を交付すべき補助金の額として確定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金の交付決定額 ・ 補助事業を実施するために要した経費 × 2 / 3 <p>ただし、受講料収入額が自己負担額を超える場合は、その超過した額を補助金の交付決定額から差し引いた額を、交付すべき補助金の額として確定する。</p>	<p>「補助事業を実施するために要した経費」とは、交付決定に係る補助事業を実施するために必要な補助対象経費の実際にかかった経費をいう。</p> <p>「自己負担額」とは、補助事業を実施するために要した経費から、補助金額を差し引いた額をいう。</p>
<p>審査・評価事業</p>	<p>補助事業を実施するために要した補助対象経費の総額</p>	